

令和5年4月1日

一宮市公平委員会に係る一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
施行規則をここに公布する。

一宮市公平委員会
委員長 大野 秀司

一宮市公平委規則第3号

一宮市公平委員会に係る一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年一宮市条例第
180号。以下「条例」という。)第3条から第6条までの規定により、規則で定めることとさ
れている条例の施行に関し必要な事項については、一宮市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例施行規則(平成18年一宮市規則第2号)の規定を準用する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。